

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	日高川町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.hidakagawa.lg.jp/town/tt_kurashi/mynumber/hogohyouka.htm

執行機関名 日高川町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	日高川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成17年条例第78号)に規定する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		日高川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第3の項 日高川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成17年日高川町条例第78号)に規定する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	日高川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成17年日高川町条例第78号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭に対して医療費の一部を支給することにより、父又は母及び子の健康の保持及び増進に寄与し、福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		日高川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例 日高川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	日高川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例 第5条
②事務の内容	児童手当法第7条第1項の児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	受給資格者の医療費の一部助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	日高川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則 第2条第1項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票情報及び道府県民税又は市町村民税に関する情報	支給対象者の前年又は前々年の所得につき、所得の額を明らかにすることができる道府県民税又は市町村民税に関する情報
備考		